平成２２年（フ）第６６５９号
大阪市住吉区苅田１丁目４番16―610号
破産者　西山　健二
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５９号
大阪市平野区長吉六反３丁目17番29号　ヴィラパルコ21―Ｉ号
破産者　片山　松雄
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０３号
大阪府東大阪市高井田西６丁目１番９―302号
破産者　西エリこと　金　　兌禧
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７５号
大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
破産者　秀栄工機こと　馬場　秀行
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７８号
大阪市西淀川区姫島５丁目10番25号　アーバンハイツみやこや201号室
破産者　南　さち子（旧姓池口）
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８２号
大阪府箕面市西小路１丁目８番11号　西小路土井ハイツ205号、開始決定時住所大阪府箕面市箕面５丁目13番53―707号
破産者　乾　　譲二
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０２号
大阪市生野区小路東２丁目17番22号、事業所所在地大阪市生野区巽北３丁目19番１号
破産者　喫茶やすらぎこと　金島　寧哲
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７４号
大阪市港区弁天３丁目２番７号　ウィンパレス弁天303号
破産者　スタジオリッツこと　伊藤　隆一
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１２号
大阪府枚方市田口山１―28―１　ヒルズバロウ３階307号室、住民票上の住所大阪府枚方市南楠葉２丁目35番１―11号
破産者　平山　将樹
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１５号
大阪市住吉区山之内３丁目15番５―105号、前住所大阪市住吉区山之内１丁目２番21号
破産者　杉谷富貴子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２３号
大阪市東淀川区大桐３丁目10番18号　コラルハイム103号、前住所大阪府摂津市鳥飼本町５丁目４番４号
破産者　英美工芸こと　河野　　巌
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５６号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―1010号
破産者　鞆　　正人
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２８号
大阪府池田市畑１丁目14番13―Ｇ号
破産者　山下　茂樹
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２５号
神戸市中央区北野町２丁目12番４号　サンビルダー北野山ノ手408号
破産者　天辻　恭弘
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６８号
大阪市城東区古市３丁目９番２―403号、開始決定時の住所堺市堺区大町西３丁１番26―404号
破産者　江口　素夫
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０６号
大阪府富田林市錦織中２丁目13番12号
破産者　末廣　省二
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４１号
大阪府高石市綾園２丁目８番10号
破産者　リッシュセッションエヌこと　中野　清豪
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県洲本市五色町上堺2055番地２
破産者　クニギタ板金こと　椚田　芳延
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
鹿児島県姶良市加治木町木田1622番地６、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡加治木町小山田1531番地２
破産者　上村　和巳
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係